

南大東村公園施設（星野洞公園）等に関する質問への回答

NO	質問	回答
1	<p>(1) 収入についての①利用料金は村の収入とします。とありますが、南大東村公園施設の設置及び管理に関する条例第 19 条では、利用料は当該指定管理者の収入として収受させるとあります。仕様書と条例の不一致について説明をお願い致します。</p>	<p>地方自治法 244 条 2 の 8 に「地方公共団体は『適当と認める』時は、指定管理者にその管理する公の施設の利用に関わる料金を当該指定管理者の収入として収受させる事ができる。」とあります。指定管理の大きな目的は効果的、効率的な管理運営という観点から低コスト化等があります。また、地方自治法第 2 条において最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。また、財政の透明化、効率化、適正化を図る事が求められています。ここ数年、星野洞の収支（特に入洞料収入）に関しての報告説明を議会及び監査員に求められています。そのような状況下において今回は地方自治法 225 条による「使用料金制度」を採用します。</p>
2	<p>利用料金は村の収入とする。となった経緯の説明をお願い致します。他離島の事例を確認すると、指定管理を行っている施設の利用料金は、指定管理者の収入となっております。</p>	<p>経緯については回答 1 を参照ください。他村の事例において、人件費等の相殺により利用料金を指定管理者の収入とすることもある事は承知しております。本村は回答 1 に述べたように対応していく方針です。</p>
3	<p>利用料金が村収入となった場合、水道光熱費、人件費、広告宣伝費等の余剰分発生時、補填して頂けるのでしょうか。</p>	<p>光熱費については実費精算の経費となります。その他については、都度協議、精査して対応していきます。</p>
4	<p>今回、公募型プロポーザルになった経緯の説明をお願い致します。公募が正式な方法であるならば、これまで公募ではなかったことの説明をお願い致します。</p>	<p>星野洞設立以来、本村では観光事業分野において実績及び事業遂行能力のある一事業者に長く委託継続してきた状況があります。回答 1 で述べましたように効果的、効率的、低コストの観点から今回は、公募することで提案の中からより</p>

南大東村公園施設（星野洞公園）等に関する質問への回答

		良い委託業者を選定し、指定管理の目的を明確にいたします。また、これまで公募がなかった事については、本村の観光施設のシンボルとして、観光振興を代表する事業者において管理することが適切であると判断したものです。今後は施設に応じて、本条例に則り管理の目的に応じた公募等が必要と判断したものです。